

第 2 3 回 軽米町議会臨時会

令和 8 年 7 月 3 0 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 8 年度軽米町一般会計補正予算 (第 2 号)

○出席議員（１２名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ つ 君	8 番	茶 屋 隆 君
9 番	大 村 税 君	1 0 番	細谷地 多 門 君
1 1 番	本 田 秀 一 君	1 2 番	松 浦 満 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 長	鶴 飼 義 信 君
産 業 振 興 課 長	神久保 恵 蔵 君
地 域 整 備 課 長	輪 達 隆 志 君
教 育 委 員 会 教 育 長	久 保 智 克 君
教育委員会事務局教育次長	寺 地 隆 之 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 任	野 中 美 希 君
議 会 事 務 局 主 事 補	向屋敷 苺 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまから第２３回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から報告１件、議案４件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

７月２９日午前１０時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日１日間とし、議案４件について本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、議長において４番、西舘徳松君、５番、江刺家静子君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決定しました。

◎報告第１号の上程、説明

○議長（松浦満雄君） 日程第３、報告第１号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課長、野中孝博君。

〔総務課長 野中孝博君登壇〕

○総務課長（野中孝博君） 報告第1号 専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

議会の議決により委任を受け、町長が専決処分することができる事項として指定されているものについて専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第1号の専決処分書を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、軽米町在住の個人でございます。

和解の内容は、損害賠償の額を1万6,566円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和8年7月21日に和解したものでございます。

損害賠償の原因は、令和8年6月1日午後7時頃、相手方が運転する車両が町道岩崎外川目線を走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪が落ち、車両助手席側の前後のタイヤがパンクしたもので、過失割合については町が60%として損害賠償するものでございます。

以上、道路管理者の安全管理不備等に起因し発生した物損事故の損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の内容についてご報告申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村議員。

○6番（中村正志君） 町道岩崎外川目線の道路関係は、昨年度から凸凹というか、非常にあちこち傷んでいるということがあって、昨年もし早く補修されたと思うのですが、今年はある程度何かその次の段階に進んでいないなというふうに私は見ていましたけれども、どこの場所なのかをまずちょっとお伺いしたいのですけれども、場所はどの辺なのか、どちら方面に向かっているものなのか、あと車種はどういう車種なのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課長、輪達隆志君。

○地域整備課長（輪達隆志君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の賠償の件となりました場所でございますが、岩崎外川目線、かなり岩崎のほうに近い、町道山田線との十字路から岩崎側のコイン精米所がございますが、あの付近の、方向的には外川目のほうから岩崎に向かって走行していたところ、路側にかなり近い場所、通常走るところよりはかなり左側に寄ったところの穴ぼこに落ちてタイヤがパンクしたようでございます。車種につきましては、軽の乗用車

でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 私が予想したところとちょっと違うなと思ってはいますけども、昨年修繕されたところは、逆に外川目寄りというか、大日向寄りのほうの坂道のところを何メートルか修繕されて、非常にいいなと思っていましたけど、ただこれだけかなと思って、予算の関係で年次ごとにまた増やしていくのかなと思っていましたけれども、今年高速道の橋のところを舗装修繕されたと思うのですけれども、あれは町でやられたのか、別なところでやられたのか、またはほかに昨年やられた修繕工事を今年も継続して、例えば今回事故のあったようなところを重点的にやるとか、そういう計画は今年はないのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課長、輪達隆志君。

○地域整備課長（輪達隆志君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

高速の上の橋の舗装補修に関してでございますが、あれは舗装補修も実施しましたが、あの橋自体の補修を行ったもので、その中の一部として舗装の補修もやったものでございます。昨年度からの繰越工事で実施した工事でございます。

毎年春先、やっぱり舗装に穴が空いてひどい状態になりますので、舗装補修工事のほうを実施してございます。今年度も春先早々発注をいたしまして、今年度は特に参勤街道線、それから観音林線の舗装の壊れ方がひどくて、予定していた数量分がほぼあそこで終了してしまったというような状況でございます。岩崎外川目線等のほかの路線につきましては、直営でパトロールをいたしまして、事故につながるようなといいますか、ひどいところから順番に常温合材を使いまして穴埋め、パッチングをしているところでございます。

今回のところにつきましては、通常走るところから外れていたのも、ちょっと穴埋めが間に合わなかったようなところに落ちたのではないかなというふうに考えてございます。

これからも、予算の状況を見てになりますが、舗装の補修が必要なところ、壊れ方がひどいところについては、これからもパトロールしながら順次補修のほうしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではありませんので、以上で報告第1号 専決処分事項の報告についてを終了します。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第４、議案第１号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、野中孝博君。

〔総務課長 野中孝博君登壇〕

○総務課長（野中孝博君） 議案第１号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第１号は、財産の取得について、地方自治法第９６条第１項第８号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本財産を取得する目的は消防団活動に供するもので、取得する財産は小型動力ポンプ３台、取得予定価格は７２６万円でございます。

取得の方法は、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１１地割５０１番地１４、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介より買入れするもので、納入期限は令和９年２月１２日でございます。

なお、関係資料として小型動力ポンプの仕様概要及び入札結果表の写しを配布しておりますので、ご参照願います。

今回取得する小型動力ポンプの配備先は、第１分団第４部の長倉地区、第７分団第３部の高家外川目地区、第７分団第４部の尾田小松地区の３か所でございます。各部に配備されている消防車両につきましては、導入後約３０年程度経過しておりますが、故障等もなく、まだ使用可能な状態である一方、積載するポンプは関係部品の供給終了が確認されており、修繕対応が難しくなっていることから、既存車両は活用しつつ、ポンプ単体の更新を先行するものでございます。

以上、議案第１号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷地多門君。

○１０番（細谷地多門君） ちょっと１点、２点聞いてみたいと思います。

今担当課長のほうから説明ありまして、理由等も述べられました。それで、１点お伺いしたいわけですが、今車両が３０年ほどたっているにもかかわらず、程度はもう少し使えるというようなこと。それで、要は中枢になる動力ポンプさえ更新すれば、もう少し使えるだろうというふうな見通しで、動力ポンプを今３台購入というようなことの理由だったと理解しています。それはいいのですが、今までのケー

スだと、順番に部をそれぞれ回って、全体の部を回りながら更新していったと。車共々、ポンプもセットで更新したわけですが、そうするとこれからの計画というのは、こういうケースがあるケースというか、増えるというケースですか。車両はそのまま継続して使ってもらって、中心になるポンプのほうの更新で賄っていくというような感じで理解してよろしいですか。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、野中孝博君。

○総務課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

これまでの導入の進め方としましては、車とポンプ、小型ポンプ積載車についてはセットで導入をしてまいっております。今回の事例でございますが、メーカーでの部品供給、廃盤が確認されて、災害ですとか火災発生時の確実な放水活動に支障を来すおそれがあるということで、今回は先行導入をしたものでございます。今後その車両につきましても、点検整備等を行いながら、必要に応じて、そちらのほうについても更新をするかどうかについては消防団とも協議しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

○10番（細谷地多門君） 今説明いただきました。納得する部分もありますが、課題というのは、これからまたさらに別な課題出てくるのかなということも心配されます。車両はどこの部でも順番待ちで、それぞれ更新してもらえれば、新しい型が入るものですから、活動のしがいもあるなというようなこともあるかも知れませんが、私たちも過去にははんでんを何年か着た経験があって、自分のところの部に入ればなおうれしいもので、やっぱり新型が入ったというようなことで、喜びながら消防活動やったのが久しく思い出されますが、そういう面では程度によって中身のポンプを更新して、車両は古いままだというようなことも、なかなかバランス面からいくと不満が出てくる部もあるのかなというような、そこら辺の裁量というかバランスの取り方、これもきちっとやっぱり担当課のほうで考慮しながら進めていくべきかなと、そう思っています。

そこで、もう一点お伺いしたいのですが、課長、私は最近消防から何十年と離れていますから分かりませんが、このポンプの形式というのがフォーサイクルになっているのですね。このあれもそうです、記載になっている。今もそうかも知れませんが、前は我々小型ポンプと言えどもうツーサイクルで、エンジンはコンパクトで、長所だけ述べますと、コンパクトでパワーがあるというようなことで、癖があってなかなか扱いにくいところもあるのですが、上手に使えば相当機能を発揮するというようなことで、ツーサイクルというのが混合燃料で通常だったわけですが、今はもう比較的扱いやすいフォーサイクル、ガソリンエンジンに変わりつつあるの

でしょうか、その辺ちょっと私はあまり理解していませんので、教えてください。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、野中孝博君。

○総務課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

これまで小型ポンプについては、ほとんどがツーサイクルのポンプでございました。まだ現在もツーサイクルのポンプも製造してございます。今回の入札についても、そこはツーサイクル及びフォーサイクルどちらでも構わないということで入札をしたところ、今回はフォーサイクルのポンプのほうになったということでございます。議案にもございますポンプの性能規格B-2級ということでございますけれども、規格放水圧力が0.7メガパスカルで、放水量が毎分1立方メートル以上の性能を持つものということになっておりますので、性能面では同等のものかと考えておりますし、あと導入後のメンテナンスということを考えれば、フォーサイクルのほう若干の優位性はあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、輪達隆志君。

〔地域整備課長 輪達隆志君登壇〕

○地域整備課長（輪達隆志君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本財産を取得する目的は除雪事業に供するもので、取得する財産は14トン級除雪ドーザ1台、取得予定価格は2,613万6,000円でございます。

取得の方法は、岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地12、コマツ岩手株式会社二戸営業所所長、阿部光宏より買入れするものでございます。

町道等の除雪作業で使用しております古くなった除雪ドーザの更新を図るものでございます。

購入しようとする除雪ドーザの仕様概要、入札結果表を参考資料として配布してございますので、ご参照ください。

議案第2号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局教育次長、寺地隆之君。

〔教育委員会事務局教育次長 寺地隆之君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（寺地隆之君） 議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第3号は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本財産を取得する目的は、軽米町立小中学校の児童生徒の学習活動に供するもので、令和2年度に購入した端末機器を更新するため、教育費の当初予算及び6月定例会でご議決いただいた補正予算を執行し、岩手県の共同調達によって整備を図るものでございます。

取得する財産は、児童生徒用タブレット端末418台で、取得予定価格は3,669万2,040円でございます。

取得の方法は、岩手県盛岡市太田7丁目2番5号、株式会社リードコナン、代表取締役伊東正文より買入れするもので、納入期限は令和9年3月31日でございます。

購入しようとする児童生徒用タブレット端末の仕様及び県で7月15日に実施した入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

議案第3号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 提案された議案の内容というよりは、このタブレットの活用についてお伺いしたいのですけれども、このタブレットについては、1人1台確保するというふうな国の方針で、これで整備されたものだと思うのですけれども、今四百何台ということは、全員分かなというふうに思うわけですが、最新式の機械であれば、近年、ここ何年か前はコロナで学校にも行けないというふうなところもあったりしたのですけれども、この整備によって、今後学校だけではなく、自宅と学校とのオンライン授業とか、そういうふうなこと等も可能なのか、今までとちょっとその辺の違いと、より前に進む授業の方法とかというふうなのができるのかどうか、ちょっと分かる範囲で教えていただければなと。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

○教育長（久保智克君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

現在国におきましては、次の学習指導要領の改訂に向けた検討を行っているということでございます。この中で、タブレット等活用しました情報活用能力の育成ということについて、大変重要な視点、それからこれからの時代、必要不可欠な力として育成していかなければならないといったようなことが話題になっているというふうなことでございます。小学校においては、総合的学習の時間の中で、この情報

という領域が新しくできることとか、中学校においては、これまで技術・家庭という教科だったのですけれども、この中に情報・技術といったような時間が設定されると情報が来ているところでございます。

これから軽米町でもタブレット等を授業で活用しながら、一層情報活用能力の向上を目指しながら取組を進めるとともに、各教科で育成すべき資質能力の向上、これに結びつけていきたいなというふうに考えているところでございますし、今回更新したタブレットについても、授業等でそのように活用してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

あわせて、中村議員からご質問ありました家庭でのということでもございました。子どもたちがこのタブレット等を道具としてどんどん使えるようにというふうなことも今指導の中身としてはございます。それで、今使っているタブレット等も家庭学習等でも子どもたちが使っていけるように、今後２学期以降、家庭との連携も図りながら、学校等から持ち帰って、家庭でも使っていくというようなのを進めていきたいなというふうに思っております。行く行くはオンライン等でつながって、そういったような家庭と学校とのやりとりというようなことも中身としてはなっていくのかなというふうに思うのですけれども、まずは家庭学習の中でこれを活用していくということを今計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第７、議案第４号 令和８年度軽米町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、野中孝博君。

〔総務課長 野中孝博君登壇〕

○総務課長（野中孝博君） 議案第４号 令和８年度軽米町一般会計補正予算（第２号）の提案理由をご説明申し上げます。

予算書を御覧願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億１，４６５万７，０００円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、４ページ、歳出予算を御覧ください。７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費の１８節負担金、補助及び交付金について、プレミアム付き商品券を追加発行するため、軽米町商工会補助金６７９万１，０００円を計上しております。この事業は、国の令和８年度補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を主な財源として実施するものです。

３ページの歳入予算を御覧ください。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金６３７万４，０００円を計上しております。商品券発行事業につきましては、当初予算におきまして１０％のプレミアム付き商品券を５，０００セット販売する計画で、本年６月に２，５００セットを販売し、１０月に残る２，５００セットを販売する予定でしたが、今回の補正により新たに５，５００セットを追加し、当初予算措置分と合わせて合計１万５００セットを販売することにより、長期化する物価高騰の影響を受けた町民に対し消費の下支え等を通じた生活者支援とともに、商店街の活性化につなげるものでございます。補助金の内訳としましては、商品券のプレミアム分５５０万円に商品券の印刷経費、事務費等を加え、６７９万１，０００円となっております。

本補正予算の不足する財源につきましては、１９款繰入金、財政調整基金繰入金４１万７，０００円を計上し財源調整しております。以上が補正予算の説明となります。

議案第４号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号 令和８年度軽米町一般会計補正予算（第２号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第４号 令和８年度軽米町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第２３回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前１０時３５分）